第2次 豊後大野市食育推進計画



平成26年3月豊後大野市



はじめに

豊後大野市は、平成25年9月に日本ジオパークに認定されました。この大地には 自然の恵みが豊かで、おいしく安全な農産物が生産され、食に関わるすばらしい環境 が備わっています。

この恵まれた自然環境を生かし、食育を推進するため「市民一人ひとりが自然や地域とふれあいながら食に関心をもち、生涯を通じて健康でこころ豊かに暮らすこと」を目指し、平成21年度に「第1次豊後大野市食育推進計画」を策定しました。

第1次計画では、食育活動の施策を市民の皆様との協働により、学習と実践をとお して推進することに重点をおいてまいりました。

今回の「第2次豊後大野市食育推進計画」では、食育へのさらなる関心を高めるとともに、食の安全・安心に注意をはらいながら生活習慣病などの予防を進め、地産地消や伝統ある食文化の継承等に引き続き取り組みます。

今後も市民の皆様との連携による「食育」を基調とした活力あるまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたりまして、ご尽力いただきました豊後大野市食育推進協議会委員、並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも計画の推進にあたりまして引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

目 次

第1章	į	計画	策	定(カ	基を	本的	的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
1	į	計画	策	定(のま	取旨	f																										2
2		ニれ																															4
3	1	第 1	次	計ī	画(の 国	取	狙	の	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
4		十画																															
5	Ī	十画	の :	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
6	Ī	計画	の	推i	焦	本制	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
第2章	<u>!</u>	豊後	大!	野ī	市の	カ1	食	を	め	ぐ	る	現	狀	ځ	課	題		•	•				•				•	•			•		9
1	1	食生	活	の∃	見	犬																										1	О
2	ļ	寺定	健	診絡	洁具	果(のキ	犬:	況																							1	3
3		食を																															
第3章	į	計画	推:	進(のフ	方「	句作	生	•		•				•															•	•	1	7
第4章	į	計画	推:	進(の1	行重	勆扌	指:	針									•														1	9
1		基本																															
2		基本																															
3		ライ	フ	ス-	テ-	- <u> </u>	ジ	Ξ	お	け	る	行	動	指	쉠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
資料編 •																																2	7

第1章 計画策定の基本的な考え方



1 計画策定の趣旨

「食」はすべての生活の基本となるべきものであり、あらゆる分野にわたって私たちの生活に重要な役割を担っています。しかし、近年ライフスタイルや価値観の変化などにより、様々な問題がみられるようになりました。

私たちの食生活は豊かになりましたが、栄養の偏りなどの食生活の乱れによる生活習慣病や肥満の増加、さらには若い女性の過度の痩身志向など、心身の健康についての問題もみられるようになりました。また、日々の「食」の大切さや自然の恩恵を忘れがちになることで、食べ残しなどの食品廃棄の増加や、家族と食卓を囲む機会の減少により、これまでは自然に親から子、孫へと受け継がれてきた地域の行事食や伝統料理、食に関する知識やマナーなど、継承されにくくなっています。

さらに、農業においても、農業従事者の減少や高齢化により食料自給率のさらなる低下が懸念されています。また、食品の偽造・偽装表示など、「食」の安全を揺るがすような事件も発生し、「食」を取り巻く問題はもはや個人だけのものではなく、社会全体のあらゆる分野に影響するものとして捉えられるようになっています。

このような背景のもと、改めて「食」についてのあり方を方向づけ、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育めるよう「食育」を国民運動として推進していくため、国は平成17年7月、「食育基本法」を施行し、さらに平成18年3月「食育推進基本計画」を策定しました。

豊後大野市では、これまでも健康づくり、農林業、教育をはじめとするあらゆる分野で食育に取り組んできました。このような、これまでの各分野における取組と、豊かな農産物や伝統的な食文化などを活かしつつ、市民運動として食育を推進し、生涯健康で暮らせるまちづくりを目指しました。平成21年度に「第1次豊後大野市食育推進計画」を策定し、「食を知る」「食を楽しむ」「食で守る」「食を広める」を基本目標に、市民と行政の協働により取り組んでまいりました。こうした取組により、市民の「食育」に対する関心は徐々に高まっているものの、「食育」への関心や理解が実践には十分に結びついていない状況にあります。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第1次計画を継承し、食育に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために「第2次豊後大野市食育推進計画」を策定しまし た。



食育推進イメージキャラクター『なばっピー』

食育基本法について

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的に平成17年6月に食育基本法を制定し、同年7月から施行されました。

「食育」とは?

食育基本法の中で、「食育」は次のように位置づけられています。

- ①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

つまり、私たちの心も身体も「食」の上に成り立っているということです。

法律が作られた背景は?

食育基本法が制定された背景は、この法律の中で具体的に述べられています。私たちにとって毎日欠かせない「食」をめぐる様々な問題について日頃から気になっている人も多いのではないでしょうか。主なものを挙げると次のとおりです。このような状況は、私たち個人の問題というだけでなく、我が国の社会全体の問題として放置しておくわけにはいけません。

そこで、これらに対する抜本的な対策として、国民運動として食育を強力に推進するための法律が制定されました。

【「食」をめぐる様々な問題】

- ①「食」を大切にする心の欠如
- ② 栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- ③ 肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加 ④ 過度の痩身志向
- ⑤「食」の安全上の問題の発生 ⑥「食」の海外への依存
- ⑦ 伝統ある食文化の喪失
- 法には基本理念及び基本的施策について、次のとおり規定されています。

《基本理念》

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成(第2条)
- ② 食に関する感謝の念と理解(第3条)
- ③ 食育推進運動の展開(第4条)
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (第5条)
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践(第6条)
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の 向上への貢献(第7条)
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割 (第8条)

《基本的施策》

- ① 家庭における食育の推進(第19条)
- ② 学校、保育所等における食育の推進(第20条)
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進(第21条)
- ④ 食育推進運動の展開(第22条)
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境との調和のとれた農林漁業の活性化等(第23条)
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等(第24条)
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(第25条)

法

食

育

基

本

2 これまでの取組

本市では第1次豊後大野市食育推進計画に基づき、豊後大野市食育推進協議会が中心となり、市民と行政の協働により特色ある取り組みが行われてきました。

主な取り組みは、以下のとおりとなっています。

(1) 食を知る

地元産の食材を知ろう、使おう、味わおう、伝えよう 食の安全について関心をもちましょう

保育園や学校では、野菜を育てたり、料理などの体験活動を積極的に実施しました。さらにZAC(市農業青年連絡協議会)と給食交流会は、地場産品を活用したふるさと献立づくりなどに取り組んでいます。

また、市内道の駅では、地元で生産された食材が手にいれやすい環境となっており、新しいグルメの研究開発も進めています。





(2) 食を楽しむ

楽しみながら調理する力と食事のマナーを身につけよう 家族や仲間と楽しくおいしく食べよう

幼稚園の家庭教育学級では親子料理教室を開催し、小学生の夏休みこども教室ではお弁当やおやつづくりを体験し、また、国際サマーキャンプも開かれ、それぞれ地元食材を使い、楽しく交流しながら学ぶ取組が実施されました。

さらに男性応援セミナーでは、男性や高齢者が参加し、地域の食生活改善推進員 が講師となり、楽しく交流しながら学ぶ料理教室が開催されました。





(3) 食で守る

朝ごはんを食べよう バランスのとれた食事を心がけよう 食を通して環境を守ろう



愛育会は市内全域で親子交流会を開催し、手作りおやつや朝食づくり等実践しました。また、中学生は地元食材を使ったお弁当づくりや伝承料理に取り組みました。

妊婦、乳幼児、成人や高齢者に対しては、それぞれの健診や健康教室で食育について講話を実施しました。

環境については、夏休みエコクッキングを親子対象に実施し、マイエンザの講習会も行いました。





(4)食(育)を広める

食育活動に参加しよう 学校やPTAでお弁当の日の取り組みが行われるようになりました。

食育講演会は「いのちをいただいてつなぐ」をテーマに、市内の全中学校を巡回し開催しました。

教育 TRY 運動の推進で「食に TRY」を推進し、小・中学校や PTA 等で食育の勉強会やお弁当の日の取り組みがはじまりました。

食生活ふれあい事業では、地域のサロン等で食生活改善推進員により「ふれあい料理教室」が実施されました。

ふるさとまつりでは、食育ブースを設置し、各種体験コーナーや食育活動のパネル展示を行い食育推進活動の啓発に取り組みました。さらに市報やホームページ、ケーブルテレビの「豊後大野市の食材を使った料理番組」コーナーを通じて、食育活動を広く啓発しました。





第1章 計画策定の基本的な考え方

3 第1次計画の取組の評価

第1次計画の数値目標の達成状況です。

指標項目	20年度 (実績)	25年度 (実績)	25年度 (目標値)
食育に関心をもっている人の割合	大分県; (91%)	76.5%	90%
食育の推進に関わるボランティア (食生活改善推進員)の数	283人	270人	増加

指標項目		20年度 (実績)	25年度 (実績)	25年度 (目標値)
	小学生	3.8%	5.0%	1. 5%
朝食をほとんど食べない人の割合	中学生	6.3%	9.4%	3.0%
物及をはこんと良いない人の割日	高校生	11.0%	12.4%	5.0%
	20歳以上	13.1%	11.1%	5.0%
	小学生	90.4%	83.4%	95.0%
1日に1回は、家族と一緒に楽しく	中学生	86.1%	85.3%	90.0%
食事をしている人の割合	高校生	75.8%	83.1%	80.0%
	20歳以上	76.0%	80.9%	80.0%
	小学生	48.1%	50.0%	60.0%
緑黄色野菜をほとんど毎日摂取す	中学生	36.4%	47.7%	50.0%
る人の割合	高校生	31.7%	36.5%	50.0%
	20歳以上	25.0%	30.0%	40.0%
牛乳や乳製品をほとんど毎日摂取	高校生	23.8%	18.5%	45.0%
する人の割合	20歳以上	27.8%	29.5%	35.0%

※ 20年度、25年度健康づくり計画アンケート調査結果 (小学生は5年生・中学生は2年生・高校生は2年生を対象に実施)

指標項目	20年度 (実績)	25年度 (実績)	25年度 (目標値)
「食事バランスガイド」などを参考に食生活を 送っている人の割合	国; (56.7%)	42.9%	60.0%
給食時および総合学習などにおいて食育に取り 組んでいる学校数の割合	100%	100%	100%
地元産の農畜産物を意識して購入する人の割合	_	76.8%	50.0%

- ※「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている人の割合:
 - 20年度は国の「食育推進基本計画」の現状値
 - 25年度は健康づくり計画アンケート調査結果
- ※食育に取り組んでいる学校《保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校》は
 - 21年度、25年度の実施校
- ※地元産の農畜産物を意識して購入する人の割合:

平成25年度は健康づくり計画アンケート調査結果

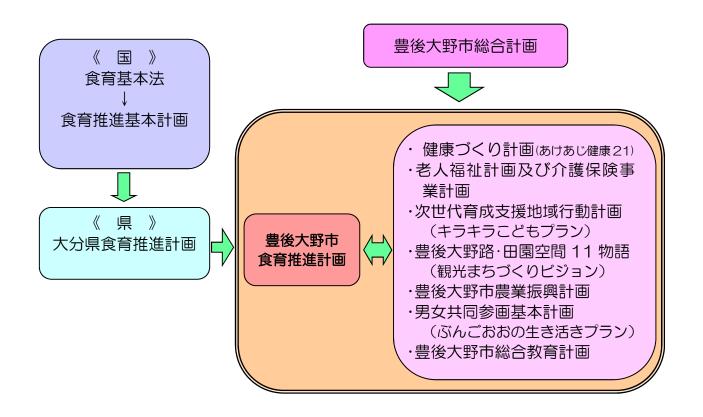
4 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定するものです。

策定にあたっては、豊後大野市総合計画を踏まえ、他の関連計画などとの調和を図りながら総合的に推進します。

食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。



5 計画の期間

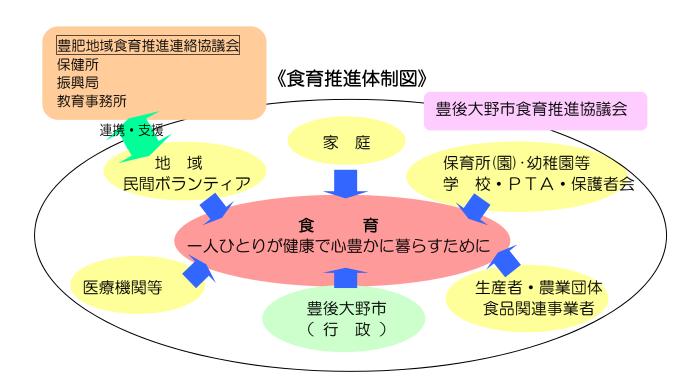
計画の期間は、平成26年度を初年度として平成35年度までの10年間とします。 また、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直し を行うこととします。

6 計画の推進体制

豊後大野市ではこれまで、家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、地域などでそれぞれ独自に食育に取り組んできましたが、これらの取組を連携させ、総合的に「食育」を推進する必要があります。

このため、市では、関係各課が共通認識を持ち横断的な推進体制を整備するとともに、関係団体と連携をとりながら計画を進めていきます。

また、計画の推進にあたっては、豊後大野市食育推進協議会を中心に、施策の実施状況や計画の進捗状況などの進行管理を行い、みんなで食育を推進します。



~ 豊後大野市(行政)の主な取組と担当部局 ~

食育推進専門委員会~食育に関する情報収集・課題検討、横断的な食育推進事業の実施~

総務課 まちづくり推進課

環境衛生課

教育委員会

- ・職員の意識啓発など・食育の情報提供など ・エコに関する取組など ・児童,生徒への食に関する指導
 - 保護者への情報提供
 - ・給食への地場産食材の導入

農業振興課 農林整備課 商工観光課

- 特産物の利用推進
- ・農業体験機会の提供

- 市民生活課 社会福祉課 高齢者福祉課
 - ライフステージ に応じた食育推進
 - ・ 食生活改善推進員の育成支援

食育推進作業部会 ~ 食育事業の実施・情報交換など~ 関係各課 担当者

第2章 豊後大野市の食をめぐる現状と課題



1 食生活の現状

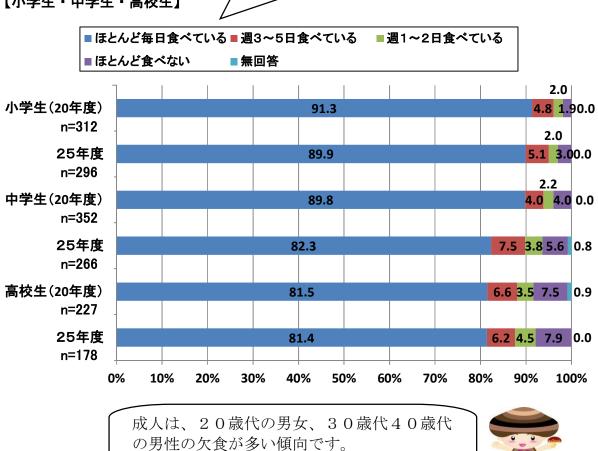
[平成20年度・平成25年度の健康づくり計画 アンケート調査結果より]

(1) 朝食の摂取状況

小、中学生は、「朝食をほとんど 毎日食べている |割合が5年前よ り減少しています。



【小学生・中学生・高校生】

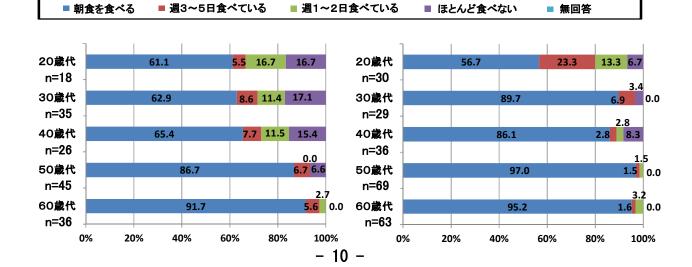


(この調査は、平成25年度に実施しました。)



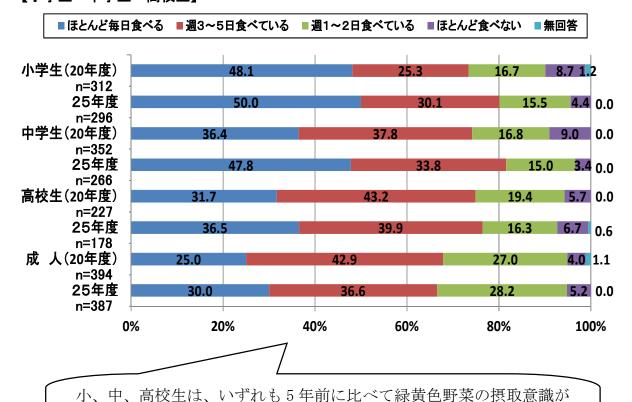
【成人の性別・年代別】 n=387

男性 n=160 女性 n=227



(2) 緑黄色野菜の摂取状況

【小学生・中学生・高校生】



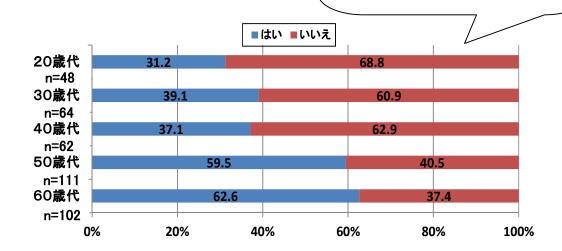
上がり摂取割合は増加していますが、成人の摂取状況は、週3~5日

(3) 減塩を心がけた食事をしていますか

食べている方を含めても7割に満たない状況です。

【成人対象】 n=387

若い方の減塩意識は まだまだ低いですね。 (この調査は、平成25年度 に実施しました。)



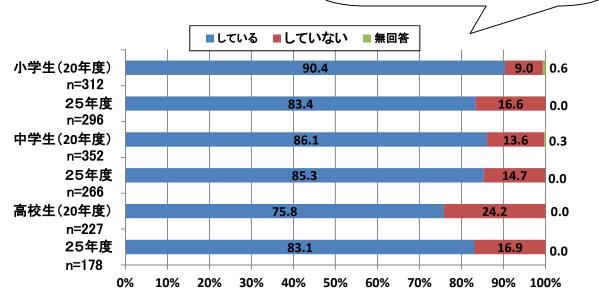
第2章 豊後大野市の食をめぐる現状と課題

(4) 1日1回は、家族と楽しく食事をしていますか

【小学生・中学生・高校生】

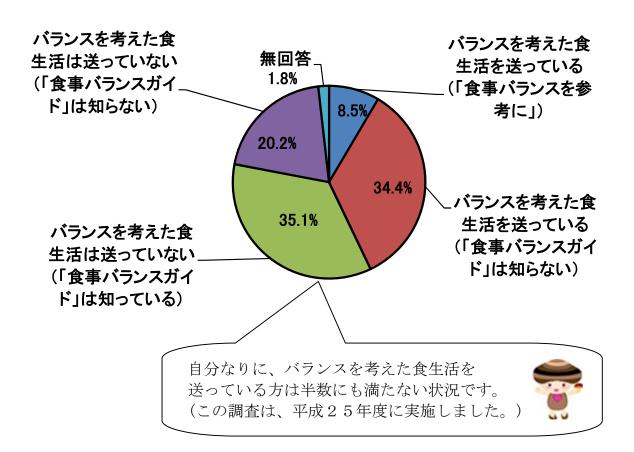


家族と食事をする割合は 小、中学生で、さらに減少 傾向になっています。



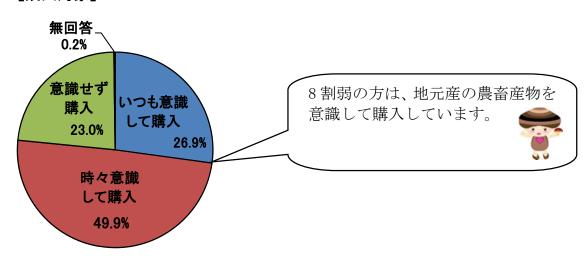
(5) 食事のバランスを考えた食生活を送っていますか。

【成人対象】 n=387



(6) 食材を購入する際に、地元産の農畜産物を意識して購入していますか。

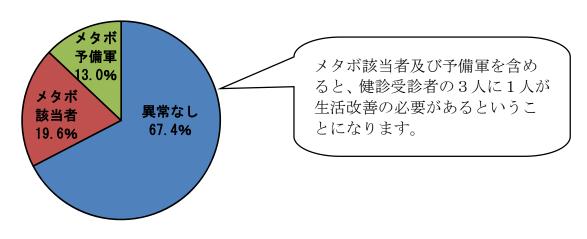
【成人対象】 n=387



2 特定健診結果の状況 (平成24年度特定健診)

受診総数は3,592人です。 男性 42.2%(1,516人) 女性 57.8%(2,076人) 女性の受診者の方が多い状況です。

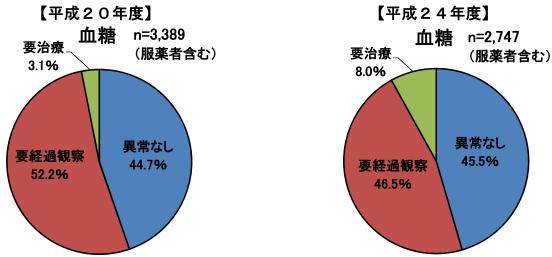
受診者数から見たメタボの割合 n=3,592



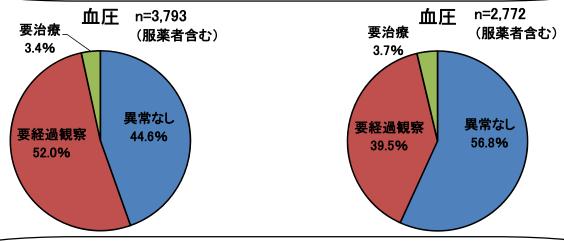
※メタボとは

「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」のことで、内臓の周りに蓄積 した脂肪に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上をあわせもっ た状態のことをいいます。



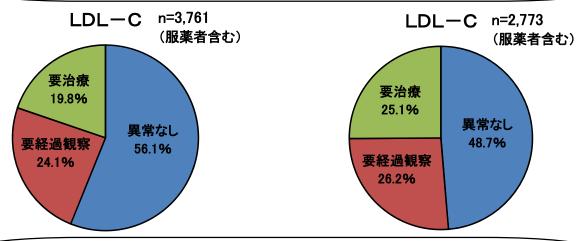


血糖値は「HbA1c5.5%以下」を「異常なし」としています。 2人に1人が血糖値に問題がある方という現状です。 糖尿病は症状がないまま進行し、透析や目が見えなくなるなど合併症を起こす病気です。



血圧は、「収縮期血圧が129mmHg以下、拡張期血圧84mmHg以下」を「異常なし」としています。

血圧に問題のある方は、およそ2人に1人となっています。



LDL-C(悪玉コレステロール)値は、「119mg/dl以下」を「異常なし」としています。 平成24年度では4人に1人が治療の必要な方となっています。 食べ過ぎ・飲み過ぎ等の食生活の乱れと深い関係があります。

3 食をめぐる課題

アンケート調査で分かった課 題以外にも下記のような食を めぐる課題があります。



- (1) 食育を推進していくためには、一人ひとりが食育に関心を持ち、正しく理解し家庭や地域で実践できるように保育所(園)、幼稚園、学校、企業や生産者、市民団体、行政など様々な関係機関が連携し、気運を高めていくことが大切です。
- (2) ライフスタイルの変化、価値観の多様化によって、朝食の欠食や栄養バランス の偏りなどの問題が増えています。きちんと朝食をとることや、家族などで楽 しく食事をすることなど、乳幼児期から規則正しい食習慣や食事のマナーを身 につけることが大切です。
- (3) 少子高齢化により、高齢者の独居世帯が増える中、過疎地域においては買い物にも不便を感じる状況にあり、栄養バランスや食事量の減少などによる低栄養の問題、あるいはその半面、好きなものを好きなだけ食べるといった生活習慣病につながるような過剰栄養の問題があります。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)や骨粗しょう症などを正しく理解し、食生活の改善を中心とした健康づくりの実践が大切です。
- (4) 農業地帯である豊後大野市の恵まれた食材があるにもかかわらず、安価なもの や時期外れのものを求めたりする傾向にあります。私たちの食べ物の生産過程 や大切さを知ることで、食べ物を大切にし、感謝する心が育まれます。
- (5) 地産地消は、生産者と消費者が互いに理解を深め、信頼関係を築く上で大切な 取組であり、地域の農林水産業を守り育てることにもなります。地元で生産さ れた食材が地元で消費されるしくみを整えていく必要があります。
- (6) 食品の安全確保は食生活における基本的な課題ですが、近年食品に対する信頼 を損なう様々な問題が発生しています。市民が安心して食生活を送ることがで きるよう、食に関する様々な情報やしくみを理解し、適切に食品を選択したり、 取り扱うための知識を向上させる必要があります。
- (7) 食に関する地域行事の認識や伝統料理の関心が低くなる中、優れた食文化の継承が求められます。

第2章 豊後大野市の食をめぐる現状と課題









~ 子どもたちの「ありがとう」の短冊から ~

○家族のみんなへ いつもおいしいご飯をありがとう ○じいちゃん ばあちゃん

るのうゃん 毎年おいしいお米をつくってくれてありがとう。

○給食センターのかたへ いつもおいしい給食をありがとう ○農業の方へ いつもおいしい物を ありがとうございます

〇お母さんと作った料理「おいしい」って

言ってくれてありがとう。



平成25年 豊後大野市男女共同参画室 市内小学4年生の作品より



第3章 計画推進の方向性



~基本理念~

『市民一人ひとりが自然や地域とふれあいながら

食に関心をもち、生涯を通じて健康で心豊かに暮らすこと』 を目指します。



そのために、市民一人ひとりを中心に、家庭はもとより、 食に関わる人や地域・市民団体・関係機関などが連携して 取り組んでいきます。

次世代が、ここに住んでよかったと思える豊後大野市をともにつくっていきましょう。

~基本方針~

- ① 子どもから大人まで、市民一人ひとりが健全な食生活を実践し、「食」を楽しみます。
- ② 食べることへの感謝の気持ち や「もったいない」という食 を大切にする心を育みます。

- ③ 豊後大野市の自然の恵みと地域のつながりを大切に、安全・安心の食生活を心がけます。
- ④ 豊後大野市の伝統的な食文 化を継承します。

基本方針は、食をめぐる課題(1)~(7)に対応した内容にしています。



第4章 計画推進の行動指針



1 基本目標

食育を市民運動として着実に推進していくうえで最も重要なことは、市民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、日常的に、できることから少しずつ実践していくことです。そこで、次の大きく4つの段階にそって行動目標を掲げ、市民みんなで連帯感を持って取り組んでいきます。

~食を広める~

○食育を生活の中に根付かせていくために、幅広い情報提供 や多くの関係団体と協働して食育を推進します。 また、そのための食育活動者の育成及び支援を行います。

*「食育活動者」

おおいた食育人材バンク登録者をはじめ、食生活改善推進員や野菜ソムリエ等、自主的に、地域に根ざした食育を普及・定着させる活動をしている方々です。

~食で育てる~

○食べることを通じて、調理する力や、感謝の気持ち、食事のマナーを身に付け、さらに家族や仲間と、食を楽しむことができる機会の充実を図ります。

~食で守る~

- ○健康のために正しい食習慣を身に付け、生活習慣病の予防 に努めます。
- ○環境を守り安全・安心な生産・流通・消費を推進します。

~食でつなぐ~

- 〇生産者と消費者の交流を深め、地産地消の推進を図りながら、環境と調和した農林業を守り育て、地域の活性化を図ります。
- ○地域の郷土料理を次世代に継承し、さらに世代間の交流を 深めます。

2 基本目標に沿った行動指針

この計画では、基本目標ごとに、行動指針をまとめています。

~ 食を広める ~

施策の方向	取組
① 情報の収集、共有 発信	○各関係機関や団体の連携のもと、分野横断的に取り組みながら、情報の収集・共有を行い、広く発信に努めます。○食育講演・市報・ケーブルテレビ・教室等により、家庭や学校、企業、地域に積極的に PR 活動を進めていきます。
②普及、啓発	○食育月間、食育の日に関係機関や団体と連携協力のもと食育キャンペーンを実施し、継続的な食育推進運動の周知と定着を図ります。○多くの市民が集まるイベント等で食育に関心をもっていない市民も含めて、食育に関する普及啓発を実施します。
③ 食育活動者への育成 支援	○食生活改善指導者講習会を毎年開催し、食生活改善推進員を育成します。○食生活改善推進員のスキルアップを図りながら、自主活動における支援をおこないます。○食育活動者の情報をまとめたリスト(組織、学校、地域個人)を作成し、食育活動を行う際の人材情報を提供します。

【指標】

指標項目	現状	目標値
【①に対する指標】 食育に関心を持っている人の割合	76.5%	95.0% 以上
【③に対する指標】 食育活動者の数	270人 (食推協会員数)	500人

~ 食で育てる ~

施策の方向	取組
① 食を大切にする心を 育む	 ○豊かな人間性を育むために必要な食に関する情報を 提供します。 ○「弁当の日」に取り組みます。 ○「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつや、 正しい箸の持ち方など、食のマナーを身に付けるため の継続的な情報の提供、知識や技術を習得する機会を 提供します。
② 家族団らん等の交流 機会の充実	○子どもと一緒の食事作りや、食卓を囲む時間を増やすなど共食を推進します。○食をとおした地域交流、世代間交流を推進し、様々なコミュニケーションの充実を図ります。○「家庭の日」を推進します。

*「弁当の日」

香川県綾川町立滝宮小学校で2001年に始まった試み「弁当の日」にならい、 当市の学校行事の中でも取り組んでいます。弁当作りを通じて食への関心を深め、 感謝の心を育むことを目的にしており、この日は子どもが保護者の力を借りずに自 分で弁当を作ります。

*「家庭の日」

「家庭の日」とは、家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日のことで、毎月第3日曜日を「家庭の日」として定めています。

【指標】

指標項目	現	状	目標値
【①に対する指標】 「弁当の日」の取組実施校数(小、中、高)	72.	0 %	100%
【②に対する指標】 1日1回は、家族と一緒に食事をしている人の割合	83.	0 %	90.0%

~ 食で守る ~

施策の方向	取組
① 環境に配慮した食育の推進	○買い過ぎない、作り過ぎない、食べ残さないといった 食を大切にする実践に取り組み、生ごみの減量化を推 進します。○生ゴミを利用した堆肥づくり、廃油石鹸づくりなどの 食品廃棄物の有効利用を図ります。
② 環境と調和のとれた 農林業の推進	○堆肥を活用した土づくりと、農薬や化学肥料を適正に 使用した安全で安心できる農作物の生産を推進しま す。
③ 健康づくりの推進	○各ライフステージに応じた健診・教室を開催し、健康に対する意識を高め、食を通じた健康づくりに取り組みます。○「朝ごはんを食べる」「減塩」を推進し、子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けられるよう、生涯にわたる一貫した食育を進めていきます。

*ライフステージ

人間の一生における年齢にともなって変化する段階。

乳・幼児期、学童、思春期、青年期、壮・中年期、高齢期などに分けられます。

【指標】

指標項目	現状	目標値
【①に対する指標】 市民一人当たりのごみの排出量(単位:kg/年)	203. 82 k g	186kg
【②に対する指標】 「GAP」取組農家数	636戸	800戸
【③に対する指標】 「メタボリックシンドローム」の割合	19.6%	15.0%
【③に対する指標】 ほとんど毎日朝食を食べる人の割合	84.4%	95.0%

*GAP手法

生産から出荷までの全工程において、安全な農作物を生産するための管理ポイントを整理した、プロセスチェック方式によるリスク管理手法のことです。

~ 食でつなぐ ~

施策の方向	取組
	○市内で生産される食材の普及を図るため、四季に応じ
	た旬の食材を市民へ周知し、その利用の促進を図りま
	す。
① 地産地消の促進	○地元産の食材が購入できる直売所やスーパー等の地
	元産コーナーの充実を図ります。
	○学校給食における地元産の食材の使用拡大を図りま
	す。
	○学校給食に使用する食材の生産拡大を図ります。
	○生産者や消費者の信頼関係や理解を深め、イベントの
② 生産者と消費者の交流	開催等交流の場づくりを推進します。
促進	○農林業者、関係団体による「教育ファーム」等農林業
定	に関する体験機会を提供します。
	○学校給食における地元産の利用促進を図ります。
	○地域の食文化を守り、観光資源への活用を推進しま
	す。
③ 食文化の継承と発展	○郷土料理等の食文化を継承するための情報提供や学
	習機会の充実を図ります。
	○世代間交流を図り、地域の食に関わる伝統や行事を支
	援します。

*地產地消

地域生産地域消費の略語で、その地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費することです。

*「教育ファーム」

生産者(農林漁業者)の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、一貫した「本物体験」の機会を提供する取組です。

体験を通して自然の力やそれを生かす生産者の知恵と工夫を学び、生産者の苦労や 喜び、食べものの大切さを実感により知ることが目的です。

【指標】

指標項目	現状	目標値
【①に対する指標】 地元産の農産物などを意識して購入する人の割合	76.8%	90.0%
【②に対する指標】 学校給食における地場産物の活用の割合	45.0%	50.0%
【③に対する指標】 郷土料理を伝えたいと思っている人の割合 (*平成23年度 食推協調査)	62.0%	80.0%

3 ライフステージにおける行動指針

			実 践 目 標
	※妊娠·授乳期	子どもを生み育てる時期の女性は適切な栄養管理を行うことが大切です。自分の食生活を見直しましょう。	 朝ごはんを必ず食べましょう 規則正しい食生活リズムを身につけましょう。 食材の味を活かしたうす味の料理に慣れましょう。 食事はゆっくり、よく噛んで食
0 歳	乳児期	離乳は食生活の第1歩です。 赤ちゃんの発達を見ながら楽しい雰 囲気であせらずにそれぞれのペース で進めましょう。	べましょう。家族そろって、楽しく食事をしましょう。「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。
5 歳	幼児期	幼児期は食習慣の基礎作りの時期です。いろいろな食品を組み合わせ、 うす味で栄養バランスのとれた食事 をしましょう。また、食事マナーを 身につけましょう。	食事の前や食べ物をさわるときには、手を洗う習慣をつけましょう。食べ物を大切にしましょう。好き嫌いなく、残さず食べましょう。
6 歳	学童期	こころと身体の急速な発達が見られ、食生活の基礎ができる時期です。 家庭、学校を通してよりよい食習慣を身につけていきましょう。 健康と食事に関心をもち、食べ物を正しく選び、作り、食べることに努めましょう。	 朝ごはんを必ず食べましょう。 バランスのとれた食事をする習慣をつけましょう。 家族そろって、楽しく食事をしましょう。 食事(お弁当等)やおやつづくりに積極的に参加しましょう。 食事の前や食べ物をさわるときには、手を洗う習慣をつけましょう。
16 歳	思春期	こころと身体が大きく成長する時期です。家庭・学校・地域の中で多くの人と交流を持ちましょう。 健康と食事に関心をもち、食べ物を正しく選び、作り、食べることに努めましょう。	 食事づくりや生産に携わる人や食べ物に感謝しましょう。 栽培や体験を通して食べ物の大切さを学びましょう。 給食やご飯を残さず食べましょう。 郷土料理や行事食に親しみ食文化を大切にしましょう。

小さな頃から生活習慣病予防のために、バランスのとれた正しい食習慣を身につけ、健康なからだを作りましょう!

第4章 計画推進の行動指針

20 歳	青年期

規則正しい食習慣の継続や自分の体 にあった食事量と運動量を把握し、 実践することで生活習慣病予防に取 り組みましょう。

- 朝ごはんを必ず食べましょう。
- 生活習慣病予防のために減塩・ バランスのとれた食事をする習 慣をつけましょう。
- 地元の食材を取り入れ、ひと手間かけた料理で、家族そろって楽しい時間を過ごしましょう。
- 我が家の味を大切にしながら、 加工食品や調理済み食品も上手 に利用し、食を楽しみましょう。
- 食品衛生に関する正確な情報を理解しましょう。
- 食や農林畜産業に関わる体験を 充実させましょう
- 「食べ残し」や買いすぎによる 生ごみの減量と、ごみの分別に 努めましょう。
- 郷土料理や行事食に親しみ、食 文化を大切にし、次世代に伝え ましょう。



40 歳

壮年期

生活環境の変化に対応しながらストレス解消にも努め、自分の食生活を 見直し生活習慣病予防に取り組みま しょう。



65 歳以上

高齢期

いろいろな食材を組み合わせた食事 で、いつまでも元気でいきいきと過 ごしましょう。

- 朝ごはんを必ず食べましょう。
- 低栄養や過剰栄養の予防のため、 栄養バランスのとれた食事をする習慣をつけましょう。
- 高血圧予防のために減塩を心がけましょう。
- 環境に配慮した料理方法や食材 の選択などを次世代へ伝えまし よう。
- 食品衛生に関する正確な情報を理解しましょう。
- 食を支える農林水産業の大切さを伝えましょう。
- 地域での料理教室等に積極的に 参加しましょう。
- 「食べ残し」や買いすぎによる 生ごみの減量と、ごみの分別に 努めましょう。
- 地域の人たちに郷土料理や行事 食を伝える楽しみや機会を持ち ましょう。



資料編



豊後大野市の特産物

【野菜】

ピーマンやいちごなどの施設野菜が栽培されており、また、広大な畑地で はかんしょを中心とした露地野菜が、水田では豊富な水を使い、さといも、 なす、ゴボウなどが栽培されています。特に夏秋ピーマンは、西日本で1位 の産地でもあることから、作付推進や品質向上に取り組んでいます。さらに ゴーヤ、ちぢみほうれん草及びアスパラの面積も拡大しています。また、こ こ近年白ねぎやにんにくの面積が急激に拡大しています。

- ・ピーマン
- なす
- ・さといも
- かんしょ
- ・ゴーヤ
- ちぢみほうれん草
- にんにく

- ・アスパラガス
- ・ブロッコリー
- ・ 水田 ゴボウ
- ・こねぎ
- ・キャベツ
- 大根
- ・にんじん
- ・いちご
- 白ねぎ
- 白菜











【果樹】

カボスは、大分県を代表する特産であり、生産拡大と品質向上を進めていま す。清川町を中心としたクリーンピーチなども生産技術の向上による生産量の 増加と品質向上に取り組んでいます。

カボス もも(クリーンピーチ) くり 梨







【畜産】

豊後 生:豊後生は大分の恵まれた自然の中で育ち、輝かしい歴史と実績 を持つ牛肉の最高傑作です。その肉質は、風味豊かでまろやか

でとろけるような味わいが特長です。

豊のしゃも:「豊のしゃも」は、大分県農業試験場で開発された高品質肉用 鶏で、大分県が推進する「大分ブランド」に指定されている品 種です。

> 肉質は、シャモの素質を50%持つだけに脂肪が少なく締り があり、味にシャモ独特のコクにプラスしてうま味のある上質 なものです。

【椎茸(しいたけ)】

大分県の乾椎茸は国内生産量の約 4 割近くを占め、全国乾椎茸品評会でも 47 回以上の団体優勝を果たしており、質・量ともに日本一を誇る全国ブランドとして高い評価を受けています。その中でも、豊後大野市は竹田市とならぶ 産地であり、豊肥管内の生産量は大分県内の3割以上を占めています。大分県内の乾椎茸が愛好される理由としては、くぬぎ原木を使用しているので、きのこの肉質が豊かでありそのうえ、大型でおいしいということがあげられます。また、近年その効能が見直され、健康食品としても注目を集めています。

【冬菇:どんこ】

寒いときにゆっくり成長した肉厚の乾しいたけです。歯ごたえがあり、煮ても 炒めておいしい。

傘の開き具合は、半開き ($5\sim6$ 分開き)程度で、丸形で肉質の厚い状態で採取乾燥したもの。

◆うまさの引き立つ料理◆

中華炒め、肉詰め揚げ、鍋物、鉄板焼き、茶碗蒸し

【香菇:こうこ】

「どんこ」に比べ、肉厚大型の乾しいたけで、大分の代表的品柄として贈答用に喜ばれています。ボリューム感があり、バーベキューなどにぴったり。刻んで洋風煮込みにも。

「どんこ」と「こうしん」の中間的品柄。

傘の開き具合は、 $6 \sim 7$ 分開きで厚肉でボリュームのある状態で採取乾燥したもの。

◆うまさの引き立つ料理◆

照り焼き、バーベキュー、しいたけステーキ、グラタン、シチュー

【香信:こうしん】

しいたけが薄いのですぐもどり、何かと便利。スライスやみじん切りにして料理するものによくあいます。

傘の開き具合が、7~8分開きの状態で採取乾燥したもの。

傘が全開し、反りかえった状態になると香信バレ葉と呼ばれる。

◆うまさの引き立つ料理◆

照り焼き、バーベキュー、しいたけステーキ、グラタン、シチュー 巻きすし、五目すし、酢の物、ギョウザ、炊き込みご飯

豊後大野市食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 豊後大野市食育推進計画(以下「計画」という。)に関する諸活動を積極的 に推進するため、豊後大野市食育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置す る。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の推進に関する事項
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者、食育の推進に関係する団体 の役員又は職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し協議会への出席 を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

(専門部会)

第8条 専門的な検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長 が協議会に諮って定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

豊後大野市食育推進協議会委員(平成25年度)

区 分	所属・職名	氏 名
食育に関する専門的な知識や経験を有する者	医師会代表	宮脇貴史
	三重総合高等学校	竹内美穂
	栄養士会代表	小 代 京 子
	学校栄養職員	村上智美
食育の推進に関係する 団体	PTA母親部会代表	後藤和佳子
	保育園調理部会代表	富 田 亜 希
	幼稚園代表	川邉真由美
	JA女性部代表	進藤和代
	商工会女性部代表	小野加代子
	食生活改善推進協議会代表	赤嶺恵子
	料理研究家	原田とも子
	おおいた食育人材バンク 登録者	甲斐田 八夜子
	生産者代表	栗田洋蔵
	生産者代表	小野今朝則

助言者	豊肥保健所地域保健課 主幹(総括)	久々宮 浩子		
事務局	市民生活課長	後藤文夫		
	市民生活課参事	甲斐八重子		
	母子企画係長	衛 藤 浩 子		
	副主幹	朝見由佳		

豊後大野市食育推進計画策定に関する各委員会等の開催状況(平成25年度)

平成25年	7月10日	第1回	豊後大野市食育推進作業部会
	7月17日	第1回	豊後大野市食育推進専門委員会
	7月25日	第1回	豊後大野市食育推進協議会
	9月 4日	第2回	豊後大野市食育推進作業部会
	10月23日	第3回	豊後大野市食育推進作業部会
	11月25日	第4回	豊後大野市食育推進作業部会
平成26年	1月23日	第5回	豊後大野市食育推進作業部会
	2月12日	第2回	豊後大野市食育推進専門委員会
	2月20日	第2回	豊後大野市食育推進協議会



【食育推進協議会】

食育に関する十分な知識と経験を有する方や、食育の推進に関係する団体の役員等で構成され、食育推進計画に関する諸活動を積極的に推進する。





【食育推進専門委員会】

食育推進協議会が必要とした専門 的な内容について検討。副市長を 委員長に、市役所内関係部署課長 が委員として構成され、食育計画 の策定や食育推進事業実施の推進 にあたる。



【食育推進作業部会】 食育推進専門部会の取り扱う課題を具体的に検討する。

第2次豊後大野市食育推進計画



平成26年3月

発行 大分県豊後大野市 編集 市民生活課 健康推進室 〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地